

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年4月12日 開会

令和5年4月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年4月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齋藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名  
出席委員 18名

農業委員出席委員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 脇 坂 英 治  | 3番 赤 池 勝    | 4番 齊 藤 学    |
| 5番 佐 野 守    | 6番 佐 野 均    | 7番 佐 野 強    |
| 8番 伊 藤 照 男  | 9番 近 藤 雅 隆  | 10番 村 松 義 正 |
| 11番 富 永 政 則 | 12番 宮 島 孝 子 | 13番 遠 藤 光 浩 |
| 14番 旭 一 昭   | 15番 荻 真 教   | 16番 後 藤 文 隆 |
| 17番 佐 野 むつみ | 18番 内 堀 忠 雄 | 19番 杉 山 弘 子 |

欠席委員

2番 松 永 孝 男

農地利用最適化推進委員出席委員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 土 井 治    | 2番 塩 川 金 彦  | 3番 渡 井 清 孝  |
| 6番 村 松 憲 一  | 7番 土 井 一 彦  | 8番 加 藤 文 男  |
| 9番 藤 浪 庸 一  | 10番 有 賀 文 彦 | 11番 鈴 木 四 郎 |
| 12番 篠 原 兼 義 | 13番 牧 澤 邦 彦 |             |

欠席委員

4番 渡 邊 勝 彦  
5番 竹 川 篤 志

事務局職員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事務局長    | 野 毛 裕紀子 | 次長兼振興係長 | 望 月 伸 浩 |
| 主 任 主 査 | 押 尾 貞 治 | 主 査     | 池 田 幸 司 |

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。新年度になりますて初めての農業委員会総会になります。よろしくお願ひします。

それでは会議に入る前に、2番 松永孝男委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第20号から議第28号です。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定したいと存じます。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、11番 富永 政則委員、12番 宮島 孝子委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、11番 富永 政則委員、12番 宮島 孝子委員を御指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第20号から議第28号です。

初めに、報第20号から報第25号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

では、報告いたします。令和5年2月21日から令和5年3月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

朗読いたします。

報第20号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページ及び3ページを御覧ください。

朗読します。

報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

朗読します。

報第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5ページから10ページを御覧ください。

朗読します。

報第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転または他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、20件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第24号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

朗読します。

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、転用目的の変更による計画変更が2件提出されました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

朗読します。

報第25号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第20号から報第25号まで報告済みといたします。

「議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の13ページを御覧ください。

議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定、移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は山本で、特別養護老人ホーム高原荘の北に位置する農地です。

受人は山本にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は新規就農者ですが、農業経験があり、その経験を生かし、申請地ではブドウを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4,944平方メートルで、受人の稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は外神で、江柏集会所の北に位置する農地です。

受人は外神にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地では、さつま芋、ニンニク、その他の野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万6,429平方メートル、稼働人員は8名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木区三町内会集会所の北西に位置する農地です。

受人は青木にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は、受人の所有する農地と地続きになっており、既に受人が管理しております。水稻を栽培していく計画です。耕作面積は許可後3,812.37平方メートルで、稼働人員は2名で

す。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田幼稚園の西に位置する農地です。

受人は杉田にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は、所有者が管理できず耕作されておりませんでした。受人は申請地の北側に住み、農業を営んでいることから所有権移転に至りました。また、申請地は2メートルほどくぼんでおり、現在の状態だと作付けができないことから、取得後に土を搬入し耕作する計画です。農業委員会事務局への農地改良届、及び県または市の盛土所管部署への盛土に係る申請については、取得後に提出予定となっております。耕作面積は許可後8万379.09平方メートルで、稼働人員は7名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は上井出で、寿命寺の北に位置する農地です。

受人は上井出にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は渡人が耕作しておりますが、耕作できなくなつたため、近隣に居住する受人が引継ぎ耕作していく予定です。葉物野菜、芋類を栽培していく計画です。耕作面積は許可後5,133平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、平野集会所の北東に位置する農地です。

受人は羽鮒にお住まいの方で、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は受人が所有する竹林と地続きになっており、引き続き受人が竹林として耕作していく予定です。耕作面積は許可後3,153平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には概要せず、問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山 弘子

1項の案件について、4月7日午前9時半から、受人とそのお父様、農業委員の後藤さんと私、事務局1名の計5名で現地調査をさせていただきました。受人は高齢で、住まいも遠方であり、申請地の管理が難しいため3年ほど前から手放したいと譲受人に相談し、現地の申請地の3分の2程度は荒地となっていました。受人は3年間の考慮の末、取得に至ったそうです。受人は申請地でブドウのデラウェアを栽培する計画で、受人自身に農業経験が10年ほどあり、おじがデラウェアをつくっているため、おじから学びながら現在も自宅で消費する分ブドウをつくっているそうです。経験もあり、農機具類も確保されていて、販売先も決まっています。事務局の説明どおりで特に問題ありません。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 押尾主任主査

議案の15ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が交換により権利取得し、資材置場として利用するものとなります。

申請人は建築工事など総合建設業を営んでおり、申請地の隣地は昨年4月に資材置場を目的として農地法第5条許可を受け、売買を行って申請者が取得した土地となります。この隣地の一体利用地内に申請地があるため、敷地形状を整え、土地所有者の齟齬を解消するため交換に至りました。なお、昨年4月の5条許可地のほかの部分については、近年の資材高騰による会社事業の変更等により、申請人によりオートキャンプ場の開設を計画しております。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討いたしましたがありませんでした。周囲は南と東西を雑種地、北を水路と接しており、周囲に農地はないため周辺農地への影響は軽微であると考えられます。また、万が一被害が発生した場合は自己責任において対応いたします。また土地購入費は、申請者所有地と交換するため費用はかかりず、計画自体の費用は借入れで資金確保されています。

第2項及び航空写真は8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在、借家に居住しており、将来設計を検討したところ実家から土地を借入れられることになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は農用地区域から除外された小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は西を道路、南を宅地、北と東を農地に接しておりますが、隣接地との間に見切りを設置し、排水について浄化槽を通す等の被害防止措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応いたします。また、資金についてですが、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真は9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用するものとなります。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を山林、南を道路、西と東を農地に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置して、草刈り等も年に3回程度行う計画であるため、周辺農地への影響は軽微と思われます。また、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

計画地の一部については森林法5条の区域にかかっておりますが、市農業政策課に伐採届を提出済みとなっております。その他、太陽光発電設備設置について他法令への抵触はなく、近隣の所有者へ事前説明も行っており問題ないと判断いたしました。また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項以降については差し替えとなっております。

第4項及び航空写真は10ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。なお、譲受人については第3項と同一の所有者となります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用するものであります。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北と西を道路、西を宅地、南を農地に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置して、草刈り等も年3回程度行う計画であるため、周辺農地への影響は軽微と思われます。また、万が一被害が発生した場合、自己責任にて対応いたします。

太陽光発電設備設置については他法令への抵触はなく、近隣の所有者へ事前説明も行っており問題ないと判断いたしました。また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び航空写真は11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在実家に居住しており、将来設計を検討したところ実家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北と東を宅地、東と南を農地に接しておりますが、農地との間には水路や石垣があり、また排水については浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。また、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。資金については借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第6項及び航空写真は12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在実家に居住しておりますが、子供が生まれ手狭となり住宅の建設を検討しようとしていたところ、実家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は西と南を道路、北と東を農地に接しておりますが、農地との間にはブロックを設置し、また排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

なお、建設面積に比べて全体計画となる敷地面積が過大に見えますが、宅地となっている進入道路部分を含むものであり、やむを得ないものとなります。資金につきましては借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第7項及び航空写真は13ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、休憩施設の敷地として転用しようとするものです。申請人は申請地の西隣で畠を貸借しており、作業を行う者の休憩所が申請地に隣接する宅地に既に建設されております。しかしながら、当該建物について一部が農地となる筆にはみ出しております、進入路についても農地となっていました。このため申請地を新たに分筆した上で転用し、適正利用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲を宅地、道路及び農地に接しておりますが、周辺農地は申請人及び申請人の代表者が所有する農地であり、地勢的には宅地部分は農地から落ち込んでおり、既存の宅地部分への接道部分となるため影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。資金については借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただ今の上程議案のうち、3項及び4項について担当委員の調査報告をお願いします。

3番。

3番 赤池 勝

ただいま審議中の第3項、4項について報告します。

4月4日午前10時、申請人の■■■■さん、推進委員の藤浪さんと私、事務局2名にて現地を訪問し、調査いたしました。防虫対策、また近隣住民の説明は行っており、何も問題はありません。詳細につきましては事務局説明のとおりです。

申請内容どおり問題はありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第25号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第26号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の17ページを御覧ください。

朗読させていただきます。

議第26号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求めるということで、別冊航空写真につきましては14ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘交流センターの北に位置する農地です。申請者の祖父が昭和45年に北側隣接地の宅地に貸家を3棟建築した際に、併せて農地法の手続が必要なことを知らず、農地部分について3棟をさらに建築し、宅地として利用し現在に至ったものです。

このたび、この宅地部分につきまして分筆をしまして、非農地証明申請とするものでございます。都市計画法上は線引き前宅地として問題なく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長

ただ今の上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻 真教

ただ今審議中の議第26号第1項の案件について調査報告いたします。

令和5年10月10日午前9時半頃、申請人の代理人である■■■■行政書士、私、渡井推進委員、事務局2名とともに申請地の現地調査を行いました。申請地は、線引き前より申請者の祖父により貸家3棟が建築され、宅地として利用されておりました。申請地は分筆を行い、南側を農地として残し必要最低限の非農地証明の申請であります。事務局の説明のとおり問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第26号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第27号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の18ページを御覧ください。

議第27号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年3月16日付、富農第1552号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画案について説明いたします。ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画案の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数8人、利用権を設定する農用地の面積は計1万9,891.91平方メートルです。所有権の移転を受ける者の数2人、所有権を移転する者の数2人、所有権が移転する農用地の面積、計1万4,061平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第8項まで全て中間管理事業となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。第1項及び第2項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は精進川で、市立上野小学校の南に位置する農地です。受人は議案のとおりとなります。使用貸借権設定で、期間はどちらも10年で新規になります。移転後経営面積は1万6,518平方メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は下条及び精進川で、法善寺の南西及び牧野酒造の南西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。10年再設定になります。移転後経営面積は1万9,712.76平方メートルとなります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第4項申請地は半野で、熊久保集会所の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は9万2,436平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

第5項申請地は西山で、西山上公民館の南西に位置する農地です。受人は議案書のとおりとなります。使用貸借権設定で、期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万3,919平方メートルです。

続きまして、第6項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は杉田で、小野田総合設備の北西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規になります。移転後経営面積は4万9,011.15平方メートルです。

続きまして、第7項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立北山中学校の北西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年再設定となります。移転後経営面積は5万1,115.57平方メートルとなります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

申請地は下柚野で、下柚野集会所の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は5年新規となります。移転後経営面積は3万2,976.70平方メートルです。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

第1項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は人穴で、富士宮養鶏団地の北に位置する農地になります。買主は議案書のとおりで、果樹を栽培する計画です。引渡しの時期は令和5年5月22日となっております。

続きまして、第2項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は青木で、妙善寺の北東に位置する農地になります。買主は議案書のとおりで、多肉植物を栽培する計画となります。引渡しの時期は令和5年5月16日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第27号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。議第27号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

「議第28号 委員等の辞任について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議第28号、19ページを御覧ください。

委員等の辞任について、下記の者から令和5年4月26日をもって農業委員会の委員を辞任したい旨の願いが提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員の同意を求める。

2番委員から辞任の申出がありました。農業委員会等に関する法律第13条では、委員は正当な理由があるときは農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっておりまして、今回この申出により審議を諮るものであります。

よろしくお願ひします。

議長

この案件は人事に関することですので、質疑を省略させていただきます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第28号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は5月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年4月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、農地利用最適化推進会議をするまでは休息とします。

では、45分から農地利用最適化会議を開催します。それまで休息です。

午後 1 時 40 分 終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会長

会議録署名人  
11番

会議録署名人  
12番